

介護予防通所リハビリテーション ケアハイツやすらぎ 利用料金表

令和3年4月1日改訂

介護予防通所リハビリテーション

<サービス利用料金（一月につき）>

	1割負担額
要支援1	2,053円
要支援2	3,999円

- ◎指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に指定介護通所リハビリテーションを行う場合1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算します。（要支援1は20円/月 要支援2は40円/月）
- ◎生活行為向上リハビリテーション実施後利用継続された場合、6月以内の期間は上記金額の85/100の金額になります。

<各種加算料金>

	1割負担額
生活行為向上リハビリテーション実施加算（3月以内）	900円
生活行為向上リハビリテーション実施加算（3月超6月以内）	450円
運動器機能向上加算	225円
栄養改善加算	200円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月ごと）	20円/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月ごと）	5円/回
栄養アセスメント加算	50円/月
栄養改善加算（3月以内、月2回を限度）	200円/回
選択的サービス複数実施加算（運動器機能向上及び栄養改善）	480円
選択的サービス複数実施加算（運動器機能向上及び口腔機能向上）	480円
選択的サービス複数実施加算（栄養改善及び口腔機能向上）	480円
選択的サービス複数実施加算（運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上）	700円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1（要支援1）	88円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2（要支援2）	176円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1（要支援1）	72円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2（要支援2）	144円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1（要支援1）	24円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2（要支援2）	48円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	(1)単位数の

	47/1000
介護職員処遇改善加算Ⅱ	(2)単位数の 34/1000
介護職員処遇改善加算Ⅲ	(3)単位数の 19/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	単位数の 20/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	単位数の 17/1000

<その他実費となるもの>

食費（食材料費）＋（調理費）	600円/1食
日用教養娯楽費	50円/1日
時間外の食費	朝食：450円/1日 夕食：600円/1日
日常生活に要する費用	実費相当額
複写物の交付料	10円/1枚
レクリエーション・クラブ材料費（個人で物品を購入された場合）	実費相当額